

＜対策のポイント＞

我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、**死亡牛のBSE検査を円滑に進めます。**
（なお、死亡牛のBSE検査については平成31年度から①全月齢の臨床疑い牛、②48か月齢以上の歩行困難牛は従来どおり実施し、①②以外の一般的な死亡牛は対象月齢を48か月齢以上から96か月齢以上に引き上げました。）

＜事業目標＞

死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

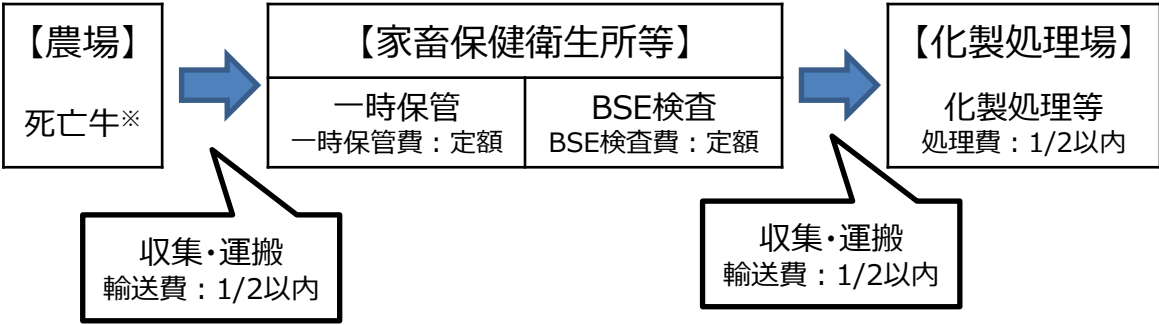
＜事業の内容＞

死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び同検査の対象となる**死亡牛の運搬、処理等に対して助成**を行います。

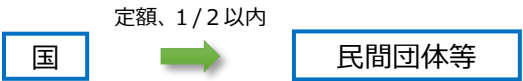
＜事業イメージ＞

【死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成】



※一般的な死亡牛の検査対象月齢：48か月齢以上→96か月齢以上

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病の適切な監視及び的確な診断体制を整備します。

＜事業目標＞

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の迅速かつ適切な防疫措置の推進

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布
口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の防疫上重要な疾病や牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病の診断体制の整備に資するよう、**病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。**
 - ② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化
口蹄疫及びアフリカ豚熱について、**国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。**
 - ③ 有効なサーベイランス体制の構築
輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価します。
2. 診断試薬確保事業
国内で清浄化した家畜の伝染性疾病等の診断試薬を確保し、万が一の国内侵入時に備え、診断体制を構築・強化します。

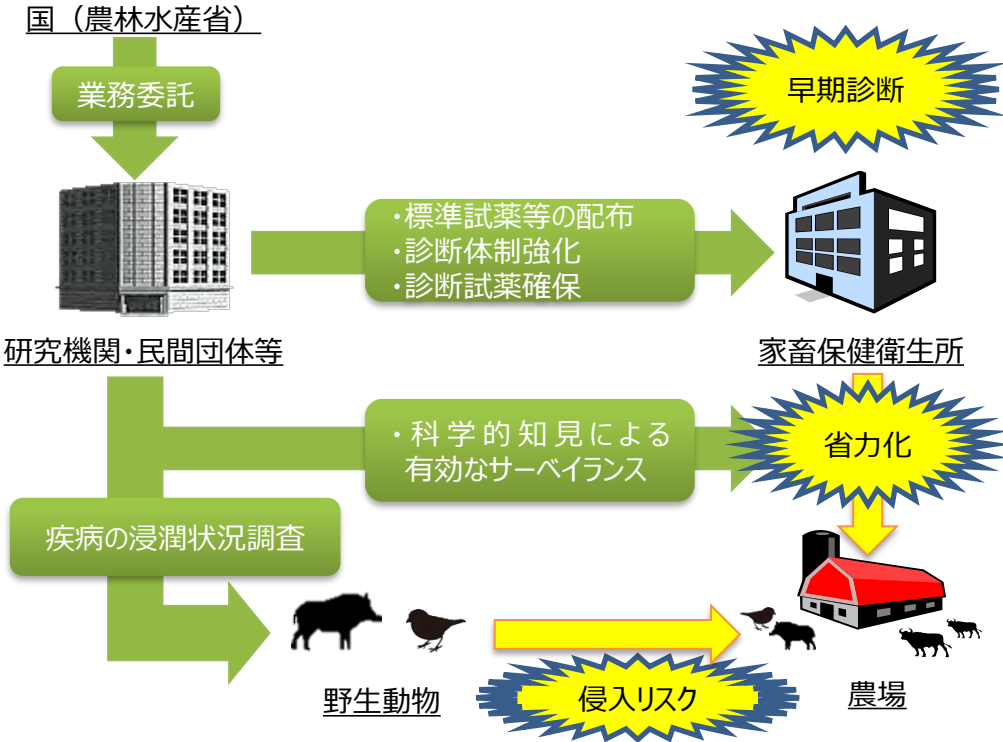
3. 野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物から検査材料を採取し、**家畜の伝染性疾病（ヨネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、OIE認定施設の国際的な活動を支援します。

＜事業目標＞

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる疾病等への診断・対策強化による我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

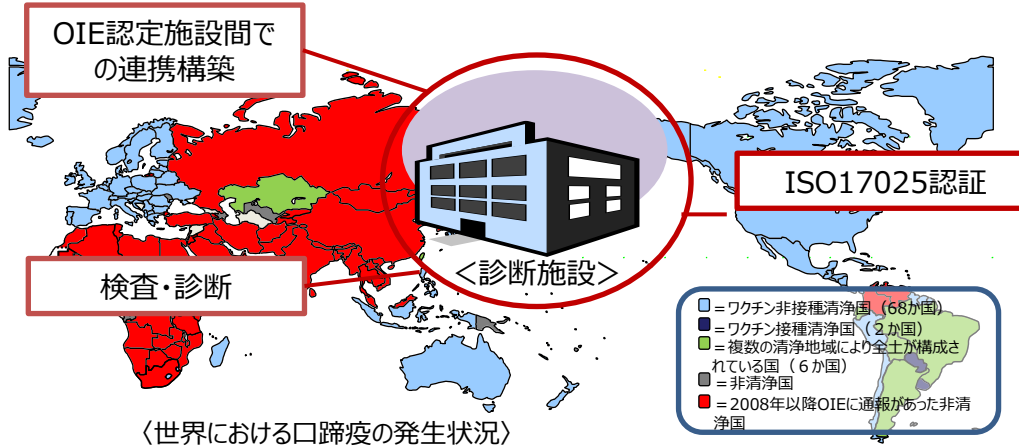
＜事業イメージ＞

1. OIE認定施設の国際的な活動の支援

OIE認定施設間での連携構築に係る費用や、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

ISO 17025の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。



OIE認定施設間の研究ネットワークへの積極的な参加による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保



- 我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の診断体制の国際的な信頼向上を通じた輸出検疫協議の円滑化

＜事業の流れ＞

